

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和3年1月13日（令和3年（行情）諮問第11号）

答申日：令和4年2月24日（令和3年度（行情）答申第550号）

事件名：「令和元年分事後審査の実施について（指示）」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

令和2年4月28日付課個4-22ほか1課共同「令和元年分事後審査の実施について（指示）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年9月29日付け課個1-109により国税庁長官（以下「国税庁長官」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。

法で定められた30日以内に開示決定（原処分）を行っておらず違法である。租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは考えられないため開示を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、法3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年9月29日付課個1-109により国税庁長官（処分庁）が行った一部開示決定（原処分）について、不開示とした部分の開示を求めるものである。

#### 2 本件開示請求の経緯について

本件開示請求は、令和2年6月30日付の開示請求書により、別紙に掲げる文書の開示を求めるものである。

これに対し、処分庁は、当該請求書の記載内容では請求対象文書が特定できなかったため、開示請求者に対し、別紙の下線部分の手続きを記載し

た文書として①令和2年4月28日付課個4-22ほか1課共同「令和元年分事後審査の実施について（指示）」及び②個人課税事務提要の一部が該当すると思われる旨の情報提供を行った上で、請求対象文書の内容が上記①及び②の文書であるのか、上記①及び②の文書を「決定するまでの、国税庁長官等による決裁書及び経緯がわかるすべての文書」が具体的に何であるのか等を確認するための連絡依頼文書を令和2年7月28日に送付した。しかしながら、開示請求者から文書特定に関する連絡はなかった。

そこで、処分庁は、開示請求者に対し、令和2年8月17日付官公2-101「開示請求書の補正の求め」を送付し、同年9月4日までの期限を定め改めて補正を求めるとともに、補正がされない場合には上記①の文書を対象文書とする旨を記載した。

上記補正の求めに対し、開示請求者から補正に対する回答がなかったことから、処分庁は、上記①の文書（本件対象文書）を対象文書として原処分を行った。

### 3 不開示情報該当性について

本件対象文書は、医療費控除適用者のうち医療費控除の明細書を提出した者などに係る適正申告を担保するための事後審査の実施方法を定めた文書である。

審査請求人は、原処分で不開示とした部分の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

#### (1) 1枚目から2枚目「4 その他」の一部（別表の通番1）

標記の不開示部分には、事後審査の具体的な対象者の抽出基準が記載されており、公にすると、国税当局の事後審査の手法を明らかにすることになり、一部の納税者が、事後審査の対象者から免れるための対策を講じるなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

#### (2) 別添1「事後審査の事務処理要領」の一部（別表の通番2）

標記の不開示部分には、事後審査の具体的な対象者の抽出基準及び抽出に当たっての留意事項等が記載されており、公にすると、国税当局の事後審査の手法を明らかにすることになり、一部の納税者が、事後審査の対象者から免れるための対策を講じるなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

#### (3) 参考3「任意抽出に係る抽出条件の入力方法」、参考4「対象者抽出件数表編集における抽出条件の入力方法」、参考5「ランダム抽出に係

る抽出条件の入力方法」の「画面」欄及び「操作の手順」欄（別表の通番3ないし通番5）

標記の各不開示部分には、事後審査の対象者をシステムから抽出する具体的な方法（設定する数値，区分等）が記載されており，公にすると，国税当局の事後審査の手法を明らかにすることになり，一部の納税者が，事後審査の対象者から免れるための対策を講じるなど，租税の賦課に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあることから，法5条6号イの不開示情報に該当する。

(4) 別紙1の「抽出対象年月日」欄及び「抽出対象年分」欄（別表の通番6）

標記の不開示部分には，事後審査の対象者を抽出する際に設定する対象年月日及び対象年分が記載されており，公にすると，国税当局の事後審査の手法を明らかにすることになり，一部の納税者が，事後審査の対象者から免れるための対策を講じるなど，租税の賦課に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあることから，法5条6号イの不開示情報に該当する。

(5) 別添2「事後審査の処理状況」の一部（別表の通番7）

標記の不開示部分には，事後審査の対象者の抽出基準が記載されており，公にすると，国税当局の事後審査の手法を明らかにすることになり，一部の納税者が，事後審査の対象者から免れるための対策を講じるなど，租税の賦課に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあることから，法5条6号イの不開示情報に該当する。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，開示請求から30日以内に原処分が行われていないため違法である旨主張する。しかしながら，上記2のとおり本件開示請求には文書の不特定という形式上の不備があったことから，審査請求人に対して情報提供及び補正の求めを実施したのに対し，審査請求人から期限までに回答がなかった。処分庁においては，その後も補正が行われるのを待ったが回答はなかったため，最終的に原処分を行ったものであり，当該補正期間は法10条1項ただし書により開示決定の期間には算入されず，審査請求人の主張は，上記3の判断を左右するものではない。

#### 5 結論

以上のことから，原処分において不開示とした部分については，法5条6号イの不開示情報に該当するため，原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年1月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月12日 審議
- ④ 同月15日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和4年1月27日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月18日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1に掲げる文書であり、処分庁は、その一部につき、法5条6号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分（別表に掲げる部分）の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

本件対象文書には、所得税の確定申告における医療費控除適用者のうち医療費控除の明細書等を提出した者などに係る適正申告を担保するための事後審査の実施方法が記載されていることが認められる。

#### (1) 別表の通番1、通番2、通番6及び通番7に掲げる部分について

当該部分には、事後審査の具体的な対象者の抽出基準及び抽出に当たっての留意事項等が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税を実現するための重要な要素であり、さらに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、これを知った一部の納税者が調査対象とされる可能性が高いことを予測し、税額計算上の不正手口の巧妙化を図る、あるいは、国税当局による具体的な情報収集の方策が明らかとなり、これを知った一部の納税者が国税当局の方策への対抗策を講じるなどにより、調査事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 別表の通番3ないし通番5に掲げる部分について

当該部分には、事後審査の対象者をシステムから抽出する方法（設定する数値、区分等）が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該情報は、国税当局において限られた人員の中で適正・公平な課税

を実現するための重要な要素であるとともに、税務調査に関する事項が納税者の重大な関心事であることからすれば、これを公にすると、一部の納税者が調査や行政指導の対象となることを予測し、今後の税務調査等への対策を講じる、あるいは、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなどにより、上記アと同様のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

#### (1) 開示決定等の期限について

ア 当審査会において、諮問時に諮問庁から提出された資料を確認したところ、以下のとおりであると認められる。

(ア) 本件開示請求は、令和2年6月27日付け（同月30日受付）で行われた。

(イ) 処分庁は、令和2年7月28日付けで、保有する文書について情報提供を行うとともに「開示請求に係る行政文書が特定できていないので、開示請求の内容について確認したい」旨の連絡を送付し、審査請求人は、同年8月8日付け（同月11日受付）で、「確認したい内容の記載がない」旨の連絡をした。

(ウ) 上記（イ）の審査請求人からの連絡を受け、処分庁は、令和2年8月17日付けで補正の求めを送付したが、審査請求人から、開示請求書の補正を行う旨の回答はなかった。

(エ) 上記（ウ）の補正の求めに対して、審査請求人から回答期限の令和2年9月4日までに回答がなかったことから、処分庁は、同月29日付けで原処分を行った。

イ 開示決定等の期限については、法10条1項において、開示決定等は補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内になければならない旨規定されている。

ウ 検討すると、本件開示請求から28日後になされた上記ア（イ）の令和2年7月28日付け連絡は、その内容を見る限り、法4条2項に規定する補正の求めとは認め難く、同月31日には30日を経過していたものと考えられるところ、仮に、これを補正の求めと解したとしても、上記ア（イ）の同年8月11日受付による審査請求人からの連絡により、求められた対応は一旦終了しているのであるから、同日から上記ア（ウ）の同月17日付け処分庁による補正の求めまでに要した6日間は法10条1項で規定する「補正に要した日数」に算入されないと解され、いずれにせよ原処分までの期間は30日を超えていることが認められる。

エ そうすると、処分庁は、開示決定等の期限を超過して原処分を行っ

たものと認められ、このことは、法10条1項の趣旨からは不適正なものであるといわざるを得ない。しかしながら、この点を理由に原処分を取り消すことは、請求文書の開示、不開示の適時判断という同項の趣旨がかえって損なわれる結果となり、請求者である審査請求人の利益ともならないから、この点は、原処分の取消事由にはならないと解される。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

## 別紙

国税当局にて、所得税法120条5項に基づき、医療費控除適用者に対して内容の確認を行う目的で、行政指導により医療費の領収書の提出依頼文を送付し、その提出依頼に対して連絡等がない場合は、再度行政指導により提出依頼文を送付し、それでもなお医療費の領収書の提出がない場合は、国税通則法74条の11第2項の規定に基づく調査結果の説明として「書類提出の督促について」文書を送付し、さらに、当該督促にも応じない場合には、国税通則法24条に基づき更正するとしていることを決定するまでの、国税庁長官等による決裁書及び経緯がわかるすべての「文書」。

別表（原処分において不開示とした部分とその理由）

1 通番	2 不開示とした部分	3 不開示とした理由
1	<p>4 その他</p> <p>(1)の2行目19文字目ないし3行目22文字目及び4行目19文字目ないし6行目5文字目</p>	<p>不開示とした部分には、事後審査の具体的な対象者の抽出基準が記載されており、公にすると、国税当局の事後審査の手法を明らかにすることになり、一部の納税者が、事後審査の対象者から免れるための対策を講じるなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当するため、不開示としました。</p>
2	<p>別添1 「事後審査の事務処理要領」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 「事後審査対象者の抽出」の1行目10文字目ないし30文字目</li> <li>・ 1 「事後審査対象者の抽出」の(1)「任意抽出」の1行目7文字目ないし2行目32文字目及び6行目24文字目ないし7行目3文字目</li> <li>・ 1 「事後審査対象者の抽出」の(1)「任意抽出」の8行目ないし13行目、14行目16文字目ないし39文字目、18行目ないし21行目及</li> </ul>	<p>不開示とした各部分には、事後審査の具体的な対象者の抽出基準等が記載されており、公にすると、国税当局の事後審査の手法を明らかにすることになり、一部の納税者が、事後審査の対象者から免れるための対策を講じるなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難</p>

	<p>び 2 4 行目ないし 2 6 行目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 「事後審査対象者の抽出」の(2)「ランダム抽出」の 1 行目 9 文字目ないし 3 4 文字目, 3 行目 2 3 文字目ないし 4 行目 2 文字目, 5 行目 2 0 文字目ないし 4 0 文字目, 1 4 行目 6 文字目ないし 2 4 文字目, 1 5 行目 1 9 文字目ないし 3 7 文字目, 2 3 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 2 7 行目 3 文字目ないし 9 文字目及び 3 0 行目 2 7 文字目ないし 4 5 文字目</li> <li>・ 1 「事後審査対象者の抽出」の(3)「資産課税部門における処理」の 6 行目ないし 1 0 行目</li> <li>・ 1 「事後審査対象者の抽出」の(4)「除外対象者の選定及び除外処理」の 8 行目ないし 2 0 行目及び 2 3 行目ないし 3 1 行目</li> <li>・ 3 「提出依頼文の作成及び発送」の(1)の 5 行目 2 8 文字目ないし 1 0 行目 8 文字目</li> <li>・ 4 「事後審査」の(1)「審査及び審査結果の通知」の 1 4 行目 4 文字目ないし 1 8 文字目</li> <li>・ 8 「事後審査対象者事績の年度末更新処理」の</li> </ul>	<p>にするおそれがあることから, 法 5 条 6 号イの不 開示情報に該当するため, 不 開示としました。</p>
--	---	--

		4行目及び5行目	
3	参考3 「任意抽出に係る抽出条件の入力方法」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「画面」欄</li> <li>・「操作の手順」欄</li> </ul>	<p>不開示とした各部分には、事後審査の対象者をシステムから抽出する具体的な方法（設定する数値、区分等）が記載されており、公にすると、国税当局の事後審査の手法を明らかにすることになり、一部の納税者が、事後審査の対象者から免れるための対策を講じるなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当するため、不開示としました。</p>
4	参考4 「対象者抽出件数表編集における抽出条件の入力方法」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「画面」欄</li> <li>・「操作の手順」欄</li> </ul>	<p>不開示とした各部分には、事後審査の対象者をシステムから抽出する具体的な方法（設定する数値、区分等）が記載されており、公にすると国税当局の事後審査の手法を明らかにすることになり、一部の納税者が、事後審査の対象者から免れるための対策を講じるなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な</p>

			行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当するため、不開示としました。
5	参考5 「ランダム抽出に係る抽出条件の入力方法」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「画面」欄</li> <li>・「操作の手順」欄</li> </ul>	不開示とした各部分には、事後審査の対象者をシステムから抽出する具体的な方法（設定する数値、区分等）が記載されており、公にすると、国税当局の事後審査の手法を明らかにすることになり、一部の納税者が、事後審査の対象者から免れるための対策を講じるなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当するため、不開示としました。
6	別紙1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「抽出対象年月日」欄</li> <li>・「抽出対象年分」欄</li> </ul>	不開示とした各部分には、事後審査の対象者を抽出する際に設定する対象年月日及び対象年分が記載されており、公にすると、国税当局の事後審査の手法を明らかにすることになり、一部の納税者が、事後審査の対象者から免れるための対策を

			講じるなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当するため、不開示としました。
7	別添2 「事後審査の処理状況」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・○事後審査の処理状況の【参考】除外件数の内訳の表</li> <li>・「事後審査の処理状況の内訳」の作成方法の6「【参考4】過年分の状況」欄の1行目13文字目ないし30文字目</li> <li>・「事後審査の処理状況の内訳」の作成方法の7「【参考5】主な是正内容」欄の1行目1文字目ないし33文字目</li> </ul>	不開示とした各部分には、事後審査の対象者の抽出基準が記載されており、公にすると、国税当局の事後審査の手法を明らかにすることになり、一部の納税者が、事後審査の対象者から免れるための対策を講じるなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当するため、不開示としました。

(注) 行数の数え方については、空白の行は数えない。文字数の数え方については、記号も半角文字も1文字と数える。